

管理番号	監査対象部署/指定管理者	中項目	小項目	指摘/意見/提案	報告書ページ	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>改善の状況</li> <li>意見及び提案を受けての考え方、対応状況</li> </ul>	措置等対応状況の区分
38	高齢者支援課	③ モニタリングの実施体制について		指摘	70	<p><b>【現状・問題点】</b> 市所管課は、市社協がどれだけ公の施設の設置目的を達成しているかを確認することができず、効果的な目標値管理によるモニタリングをできる体制ではなく、市社協に対して企画事業ごとにKPI(重要な業績指標)を設けるような指示はしていない。 また、モニタリングを行う際に指定管理者の予算による執行統制の視点が欠けているものと考えられ、適切な予算統制によるモニタリングを行うことは難しいものと考えられる。</p> <p><b>【結果】</b> 老人福祉センターに係る設置目的の達成状況を、適切にモニタリングを行うことができるようにKPIを設定し、報告書の中でもKPIを指標として、事業計画の達成度を確認することができるようなモニタリング実施体制を整えられたい。また、予算統制に係るモニタリングにおいても、修繕費による備品購入に類する不適切な処理を許容することなく、本来の予算科目の性質に即した予算統制を実施されたい。</p>	施設の設置目的を達成するために、その成果を測る指標については、指定管理者とも協議の上、設定するよう検討していきます。 また、予算科目の性質に即した予算統制となるよう、モニタリング実施時において確認し、適切な予算執行が行われていないことが判明した場合は、指定管理者へ指導を行っていく方針とします。	方針提示
47	高齢者支援課	⑫ 南部老人福祉センターに係る柏市固定資産台帳(平成29年3月31日現在)と実績報告書の整合性について		指摘	76	<p><b>【現状・問題点】</b> 南部老人福祉センターに係る柏市の固定資産台帳の合計と建設に係る補助金申請の事業実績報告書の合計で2,574万円の差異が生じているが、客観的な根拠を確認することができなかった。更に、柏市固定資産台帳では、冷暖房設備や昇降機設備などが一括して建物として計上され、耐用年数も建物の耐用年数47年で減価償却が計算されている。</p> <p><b>【結果】</b> 有形固定資産の取得原価については、取得原価の金額の根拠について明確に把握されたい。また、資産の種類ごとに区分し、各耐用年数に応じた減価償却を実施されたい。</p>	有形固定資産の取得原価については、取得原価の金額の根拠となる証拠を再度調査しています。 また、固定資産台帳の整備については、財産管理部門を中心に関係部署による協議を開始し、情報の共有や課題の整理を行っているところです。財産管理部門とも協議調整を行いながら、効率的かつ効果的に財産の把握・管理ができるように検討を進めていく方針とします。	方針提示
48	高齢者支援課	⑬ 沼南老人福祉センターに係る柏市固定資産台帳(平成29年3月31日現在)と実績報告書の整合性について		指摘	77	<p><b>【現状・問題点】</b> 沼南老人福祉センターの建物建設に関する補助金申請の資料である事業実績報告書には、建物だけではなく除湿・温度保持装置なども含まれ、2階建であることから昇降機などの装置も付帯していることも確認できている。複数の種類の異なる有形固定資産で構成されていることが容易に確認できるにも拘らず、柏市固定資産台帳では一括して建物として再調達原価を算定し、建物の耐用年数47年で当該有形固定資産を一括して減価償却を行っている。</p> <p><b>【結果】</b> 本来であれば既に償却済みとなっている建物付属設備の取得原価相当部分の一部が残高として資産計上されているが、原則的な資産調査手法を実施すれば容易に関連資料等で建物躯体とは耐用年数が異なる附属設備を把握することができたものと考えられる。したがって、資産の種類ごとに区分して管理し、各耐用年数に応じた減価償却計算を行われたい。</p>	固定資産台帳の整備については、財産管理部門を中心に関連部署による協議を開始し、情報の共有や課題の整理を行っているところです。財産管理部門とも協議調整を行いながら、効率的かつ効果的に財産の把握・管理ができるように検討を進めていく方針とします。	方針提示
49	高齢者支援課	⑭ 柏寿荘に係る柏市固定資産台帳(平成29年3月31日現在)の妥当性について		指摘	78	<p><b>【現状・問題点】</b> 柏寿荘を建設する際の設計図では、建物には空調機などの設備も含まれていることが容易に確認することができる。複数の種類の異なる有形固定資産で構成されているにも拘らず、柏市固定資産台帳では、一括して建物として再調達原価を算定し、建物の耐用年数47年で減価償却を行っている。</p> <p><b>【結果】</b> 本来であれば既に償却済みとなっている建物付属設備の取得原価相当部分の一部が残高として資産計上されているが、原則的な資産調査手法を実施すれば容易に関連資料等で建物躯体とは耐用年数が異なる附属設備を把握することができたものと考えられる。したがって、資産の種類ごとに区分して管理し、各耐用年数に応じた減価償却計算を行われたい。</p>	固定資産台帳の整備については、財産管理部門を中心に関係部署による協議を開始し、情報の共有や課題の整理を行っているところです。財産管理部門とも協議調整を行いながら、効率的かつ効果的に財産の把握・管理ができるように検討を進めていく方針とします。	方針提示
50	高齢者支援課	⑮ 老人福祉センターに係る公有財産台帳の適切な管理について		指摘	80	<p><b>【現状・問題点】</b> 財産価値を増加させたり、使用年数を延長させたりする工事件は、公有財産台帳の建物の一部である付属設備又はその従物に該当するものとして、公有財産台帳に登録・記録する性質のものであるが、公有財産台帳には拡張工事でない限り台帳登録内容を更新していない。これまでの財産管理が慣例として拡張工事以外は台帳登録してこなかったという事実によって、普通建設事業費に該当する工事による財産の取得案件を台帳登録してこなかった事実を正当化できるものではなく、職員間に長年、適正な財産管理の意識を植え付けることができなかった要因があるものと考えられる。</p> <p><b>【結果】</b> 地方自治法に基づく財産管理を実質的に行うためにも、今回サンプルとして抽出した1,000万円以上の工事件を含めて、普通建設事業費に該当するような工事請負費等(実施設計委託料等の工事関連付随費用を含む。)の支出による財産の取得については、営繕工事台帳等の記載データも含めて、広範で正確な組織的調査を実施し、公有財産台帳に登録するよう見直しを実施されたい。</p>	公有財産台帳の整備については、財産管理部門を中心に関係部署による協議を開始し、情報の共有や課題の整理を行っているところです。財産管理部門とも協議調整を行いながら、効率的かつ効果的に財産の把握・管理ができるように検討を進めていく方針とします。	方針提示
51	高齢者支援課	⑯ 固定資産台帳の適切な管理について		指摘	82	<p><b>【現状・問題点】</b> 固定資産台帳の適切な管理とは、固定資産の新規取得、取替え工事による取得の会計取引を把握し、合理的な金額で、固定資産台帳に登録することである。 台帳の更新については、建物修繕、設備修繕は資産計上せず、建物・設備増築や建物改良(補強や断熱、電気設備改良や冷暖房給排水設備改良など)を計上しているが、普通建設事業費としての支出であり、最終的には資本形成のための支出としての性質を有するものは固定資産台帳への記載が必要となる。 また、台帳更新にあたる工事件は平成27年度からの工事を対象としているが、平成26年度の総務省大臣通達及び平成27年度と同マニュアルでは、平成27年度以降の固定資産のみでなく、約30年間遡及して対応すると通達されており、柏市の固定資産台帳は当該30年間の遡及分に適用される部分について、総務省大臣通達及び同マニュアルに準拠していない。</p> <p><b>【結果】</b> 固定資産台帳への計上は原則として約30年間遡及し、特に重要性が高い資産案件(金額的に多額で資本的支出に該当する案件等)については、柏市老人福祉センターにかかる普通建設事業費で工事を実施した資本的支出の案件を洗い出し、柏市固定資産台帳に適切に記載されたい。</p>	固定資産台帳の整備については、財産管理部門を中心に関連部署による協議を開始し、情報の共有や課題の整理を行っているところです。財産管理部門とも協議調整を行いながら、効率的かつ効果的に財産の把握・管理ができるように検討を進めていく方針とします。	方針提示
70	協働推進課文化課	① 柏市民交流センター等の資産について	ア. 公有財産台帳による施設管理の現状について	指摘	111	<p><b>【現状・問題点】</b> 柏市民交流センター等の施設の造作設備が公有財産として認識されておらず、柏市財務規則第261条に定める「公有財産台帳等の調整」の対象と認識されていない現状が続いており、公有財産台帳へ登録されておらずその状況が明らかにされていない。また、同規則第224条に定める「公有財産の管理」の対象と認識されておらず、施設・設備の現況の調査等が適正に行われていない。 当該造作設備は、指定管理業務の中で空調設備等の保守点検を行っており、公の施設の管理者としては、所定の台帳に財産状況を明らかにし、適正な管理を網羅的に行う責任がある。指定管理業務は、柏市が保有する公の施設に対して適正な管理運営がなされることが前提であることを、再認識する必要がある。</p> <p><b>【結果】</b> 柏市民交流センター等の造作設備を公の施設としての公有財産として適正に認識し、法令や規則でその管理が求められる公有財産台帳に登録し、共同事業体が管理運営を適正に行うことができるよう、柏市としての認識を新たにされたい。</p>	公有財産台帳の整備については、財産管理部門と協議調整を行いながら、台帳への登録に向けて、具体的な手法について検討を行っているところです。引き続き、効率的かつ効果的に財産の把握・管理ができるように検討を進めていく方針とします。	方針提示

管理番号	監査対象部署/指定管理者	中項目	小項目	指摘/意見/提案	報告書ページ	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>改善の状況</li> <li>意見及び提案を受けての考え方、対応状況</li> </ul>	措置等対応状況の区分
116	地域支援課	⑧ 自主事業に係る施設利用料の取扱いについて		指摘	171	<p><b>【現状・問題点】</b> 基本協定書第22条第4項に定められている貸館事業会計と自主事業会計の区分経理を前提にすると、指定管理者が自主事業において施設を利用した場合には、本来であれば貸館事業会計において利用料収入を計上し、自主事業会計において利用料支出を経費として計上する必要があるものと考えられる。 利用料の減免については、柏市アミューゼ柏条例施行規則第15条において、指定管理者が公益上特に必要があると認める場合に減免できるという規定があるのみであり、自主事業の公益性を判断するには、企画・実施内容・参加者等の客観的な評価資料等に欠けること等から、当該規定を適用して自主事業の利用料が免除されているとみなすことは妥当ではない。 ここで、基本協定書第14条では利益の還元について、利用料金収入の実績額が計画額を超えた場合に、その差額の1/2を市に納付する旨を規定しており、自主事業実施に伴う利用料収入の発生を前提とすると、各年度の利用料収入が過少であったのであるから、それに伴い各年度の還元額についても過少であったことになる。</p> <p><b>【結果②(指摘)】</b> 指定管理者に自主事業の積極的な開催を求めていく上では、今後は自主事業による施設利用については利用料を正式に免除することが合理的と考えられる。したがって、自主事業で使用する場合には施設利用料を免除する旨の規定を基本協定書に追加することを検討されたい。</p>	<p>現在、実施している自主事業は、設置目的に沿った事業であり、公益性があると判断したため経費として計上しませんが、自主事業として使用した場合に使用料を免除する規定の必要性については、次期指定管理者選定に向けて、検討を進めていく方針とします。</p>	方針提示
125	地域支援課	⑮ 施設の固定資産台帳への登録について		指摘	181	<p><b>【現状・問題点】</b> アミューゼ柏の建物について、固定資産台帳では建築に要した工事代金39億138万円が一本にまとめられて資産計上され、耐用年数47年で減価償却されている。しかし、上記取得価格は複数の工事契約から構成されており、その内容は建物本体と附属設備に容易に区分できるものである。 確かに、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」においては、統一的な基準による財務書類作成開始時においては、建物本体と附属設備を一体として固定資産台帳に記載することができることとされているが、本来は建物と附属設備を分けて記載し、それぞれに適切な耐用年数を設定して減価償却計算を行うべきものである。 建物と附属設備それぞれを分けて平成28年度末時点の簿価を試算すると15億750万円であり、市の固定資産台帳に計上されている簿価(23億1,351万円)と比較して8億円程度の乖離がある。</p> <p><b>【結果】</b> 企業会計における固定資産の管理及び将来の取替投資に関して言えば、どの資産がどの程度老朽化しており、今後どれだけの更新投資が必要になるのかといった情報が将来のコスト負担の認識にあたって不可欠である。 「統一的な基準」のそもそもの趣旨に立ち返り、固定資産台帳に記載されている建物等の記載単位を更に細分化して台帳管理することを検討されたい。</p>	<p>公有財産台帳の整備については、財産管理部門と協議調整を行いながら、台帳への登録に向けて、具体的な手法について検討を行っているところです。引き続き、効率的かつ効果的に財産の把握・管理ができるように検討を進めていく方針とします。</p>	方針提示
153	地域支援課	⑤ 指定管理者の経理について	ア. 自主事業に係る施設利用料の取扱いについて	指摘	219	<p><b>【現状・問題点】</b> 基本協定書第15条の規定により、指定管理事業と自主事業は独立した経理を行わなければならないため、自主事業で施設を利用した場合には、当該施設利用料を自主事業の経費に計上するとともに、指定管理事業の利用料金収入に計上することになると考えられる。しかし、指定管理者は、自主事業に係る経費と指定管理事業に係る利用料金収入については、これを相殺して収支報告書をそれぞれ作成しており、自主事業に係る収支報告書上、施設利用料を経費に計上しておらず、指定管理事業の収支報告書上、利用料金収入を計上していない。一方で、自主事業での施設利用について、事業計画書で数値目標に掲げている利用日数や稼働率の算定にあたってはこれを含めているため、自主事業での施設利用の割合が増加した場合、利用日数や稼働率が増加・上昇しているにもかかわらず、利用料金収入は増加しないという不合理が生じることになる。</p> <p><b>【結果】</b> 自主事業で施設を利用した場合の利用料金について、収支報告書で総額表示させないのであれば、当該取扱いを基本協定書に明記されたい。また、数値目標算定上は、収支報告書上の取扱いに整合させ、利用人数や稼働率に含めない場合と、便宜的に含める方法とを併記する等の工夫をされたい。</p>	<p>自主事業は、施設の設置目的や自主事業ガイドラインに沿った事業であることから利用料の減免対象とされていますが、収支報告書で総額表示しない場合の取り扱いについては、次期選定に向けて検討していく方針とします。 また、利用人数や稼働率は他の利用と同様に計上していきます。</p>	方針提示